

# 記入例

様式第1号（第5条関係）

柳川市がんばる飲食店等家賃応援金

シヤチハタの利用はできません。  
法人の場合は、法人の印鑑を押してください。

日

・個人事業主の場合は、事業主の住民票の住所を記載してください。  
・法人の場合は、本店所在地を記載してください

郵便番号 **832-8601**  
個人事業主住所 (法人本店所在地) **柳川市本町87番地1**  
個人事業者名 **柳川 太郎**  
(法人名)  
代表者  
電話番号 **0944 ( 83 ) 8111**



個人事業主の場合は事業者名のみ記入してください。

柳川市がんばる飲食店等家賃応援金（以下「応援金」）を添えて申請します。

日中連絡が取れる電話番号の記入してください。

関係書類

## 1 店舗・屋号等（複数店を所有している場合は別紙「店舗一覧表」に記入してください）

店舗・屋号	<b>柳川</b>	施設の種類	<b>喫茶店</b> <small>※裏面の内訳から選んで記入</small>
	<b>本町87番地1</b>	店舗兼住宅の割合	店舗割合 <b>40</b> % 住宅割合 <b>60</b> %

● 金額の訂正がある場合  
➢ お手数ですが、新しい申請書に再度ご記入をお願いします。  
※金額の訂正があるものは受付できません

店舗兼住宅の場合は店舗と住宅の割合を記入してください。

## 2 申請額

令和2年4月分の家賃 <b>40,000</b> 円	×0.5	① <b>20,000</b> 円 (上限5万円、10円未満切捨て)	・家賃とは、実際に事業者が支払った額 店舗兼住宅の場合は
令和2年5月分の家賃 <b>32,000</b> 円	×0.5	② <b>16,000</b> 円 (上限5万円、10円未満切捨て)	● 計算後の金額が <b>5万円</b> を超える場合 →「 <b>5万円</b> 」と記入してください
● 家賃が10万円で店舗割合が40%の場合 …10万円×0.4=4万円		<b>36,000</b> 円	※駐車場、共益費及び管理費は除く
● 家賃が8万円で店舗割合が40%の場合 …8万円×0.4=3.2万円			● 合計金額が <b>10万円</b> を超える場合 →「 <b>10万円</b> 」と記入してください

## 3 振込先

銀行コード（4桁）	● ● ● ●	支店コード（3桁）	■ ■ ■
銀行名 (郵便局名)	<b>福岡</b>	銀行 信組 農協 その他	<b>柳川</b> 支店 支所
預金種類	<b>普通</b> ・ 当座 ・ 貯蓄 (いずれか)		
口座番号	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲		郵便局へ振込みを希望される方は、 <銀行名欄> ○○郵便局 <支店欄> 一九八 と記入してください。
口座名義（カナ）	<b>ヤガワ タロウ</b>		
口座名義（漢字）	<b>柳川 太郎</b>		

## 4 給付決定額(※事務局記入欄)

4月分	① _____ 円 + _____ 円	円
-----	---------------------	---

申請者と振込先口座は同一名義のものを記入してください。

## 5 添付書類

①	・令和2年4月分及び5月分の家賃の領収書等の写し (領収書、口座引き落とし後の通帳の写しなど)
②	・賃貸借契約書の写し (契約者、契約期間、賃貸借料、物件所在地等がわかるもの)
③	・振込先の通帳の写し (口座名義人、口座番号が確認できるもの)

## 6 柳川市ががんばる飲食店等家賃応援金の給付申請に当たり、次のとおり宣誓いたします。

- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定めるものをいう。以下同じ。）又は暴力団（同法同条第2号に定めるものをいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、及び法人その他の団体であって、その役員等が暴力団員ではありません。
- ・必要に応じて関係各所に内容の確認、照会等を行うことに同意します。
- ・申請に対する虚偽が発覚した場合は、応援金の返還等、柳川市の指示に従います。
- ・国の「持続化給付金」または、県の「福岡県持続化緊急支援金」が決定しなかった場合は、柳川市に申し出を行い、柳川市ががんばる飲食店等家賃応援金を返還します。

※ この申請書は、柳川市において給付決定をした後は、応援金の請求書として取り扱います。

### ○対象となる施設等

施設の種類の	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス、ライブハウス等
学習塾等	自動車教習所、学習塾等
運動施設、 遊技施設	水泳場、スポーツクラブ等の運動施設、 マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗（お土産店など） 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗（エステ店等）
対面で販売やサービスの提供を行っている常設の店舗などの施設	飲食店（居酒屋、スナックを含む）、喫茶店、ホテル、旅館、 理美容、生花店、衣料品店、野菜、果実、食肉、鮮魚、酒・パン、菓子等の小売店等